

★資料集★

当院におけるDPCにおける
監査体制と委員会活動

独立行政法人国立病院機構
九州医療センター

1

医療情報管理センターに関連する規程一覧

資料1

医療情報管理センター運営規定

システム委員会
運営規定

診療記録記載
マニュアル

委員会	診療記録委員会 規程	診療記録開示委 員会規程	DPC委員会規程	がん登録委員会 規程	医師事務作業補 助者業務運営規 程
規程	診療記録管理規 程	診療情報提供規 程	DPC運営規程	がん登録運用規 程	医師事務作業 業務規程
要領	診療記録保管取 扱要領	診療情報提供取 扱要領		がん予後調査取 扱要領	医師事務作業補 助者業務取扱要 領
その他		開示申請手 続料・様式			

2

【目的】

第1条 この規程は国立病院機構九州医療センター(以下、当院という)における診断群分類を活用した包括評価制度(以下、DPCと略す)に対応するために、業務の適正な運用、管理を図り、診療報酬請求にかかる業務、基礎調査への対応、国際疾病分類(以下、ICDと略す)コーディング、関連するデータベースの構築、管理等、業務精度や業務効率の一層の改善に資することを目的とする。

【本規程の対象とする業務の範囲】:

第2条 この規程の対象とする範囲は、日常業務であるかの否かにかかわらず、DPCに関する運用についての検討、DPCに関する運用に関連する調査、診療報酬請求等の各種業務とする。

第2条の2 前項に定める各種業務とは具体的に次の各号のとおりである。

1. DPCに関連するDPC選択ツールを含むシステムの検討と運用管理について
2. 診療報酬請求業務のうち、DPCに関連する診療報酬請求について
3. DPCに関連する基礎調査、特別調査等への対応について
4. DPCに関連する厚生労働省、独立行政法人本部等に対する報告書、データ等の作成について
5. DPCに関連するDPCの選択やICDコーディング等のコーディング技術の改善について
6. DPCに関連するデータベース(様式1、EFファイル、その他の関連するファイル)の構築管理について
7. DPCに関連する院内研修会等、関連教育の実施について
8. 前項までに定める具体的業務の他、DPCの運用に際して既定されていない検討事項が発生した場合は、国立病院機構九州医療センターDPC委員会規程に基づき対応する。

【業務の範囲と責任者】

第3条 前条に定める業務の範囲における責任者を次の各号のように定める。

1. 担当患者のDPCの選択についての責任は、保険医たる主治医、担当医とする。また、その統括責任者は副院長とする。
2. 入院係担当者は担当患者についてのDPC選択、関連するデータベースの確認を行う。内容に疑義があった場合は主治医、担当医に確認する責任を負う。また、本業務の責任者は算定係長とする。
3. 医療情報管理センター担当者は全てのDPC適応患者について、適正なICDコーディングおよび関連したデータベースの精度は十分か等監査を行う。内容に疑義があった場合は、入院担当者、主治医、担当医等に確認する責任を負う。また本業務の責任者は診療情報管理室長とする。
4. DPCに関連する診療報酬請求についての責任者は算定係長とする。
5. DPCに関連する基礎調査、特別調査への対応についての責任者は診療情報管理室長とする。

3

6. DPCに関連する厚生労働省、独立行政法人本部等に対する報告書等の作成についての責任者は診療情報管理室長とする。
7. DPCに関連するDPCの選択やICDコーディング等のコーディング技術の改善についての責任者は診療情報管理室長とする。
8. DPCに関連するデータベースについて、様式1等の診療情報に関するものについての責任者は診療情報管理室長とし、EFファイル等の診療報酬請求にかかるデータについての責任者は算定係長とする。
9. DPCに関連する院内研修会等、関連教育の実施についての責任者は診療情報管理室長とする。
10. 第1項を除く前項までのDPCにかかる事務的統括的責任者は、実務統括管理者とする。
11. 全ての事項の全体的統括責任者は副院長とする。
12. その他、規定されていない事項が発生した場合は、その都度、議決を経て解決を図るものとする。

【DPCの選択と監査について】

第4条 DPCの選択と監査について、次のように定める。

1. DPC選択の最も基盤となるICDの選択について、担当医、主治医は、原則として入院後3日以内に行うこと。また、担当医、主治医は、ICDを十分に理解し、医療者としての良心に基づき、適正に行うこととする。
2. DPC選択、関連するデータベースの確認の責任を負う入院係担当者においては、十分な知識を習得し、適正な確認業務を行い、疑義が発生した場合は、担当する医師等と十分な連携をとること。
3. ICDコーディング、データベース精度の監査を行う義務を負う医療情報管理センター担当者は、十分なICD及びデータベース構築の知識を習得し、適正な監査を行い、さらに疑義が発生した場合は適正に対応すること。
4. 適正なDPC選択にあたっては、第3条に定める責任者相互が連携し、適正な業務を行い、責任を全うすること。

【DPCにかかる教育について】

第5条 第3条に定める責任者は次の各号に定める事項に配慮し、配下の担当者等の教育を行うこと。

1. 診療報酬改定時においては、全職員に対して、説明会等を行い、必要に応じてさらに関係部署の教育等を行うこと。
2. 基礎調査、特別調査等の実施時においては、関係職員に対して、説明会等を行い、必要に応じて関係部署の教育等を行うこと。
3. 院内フォーラム等、必要に応じて随時説明会及び教育等を行うこと。
4. 特にICDコード、DPCの定義テーブル等、コーディングに関する教育は十分に行うこと。

【雑則】

第6条 この規程に定めるものの他、本規程の運用に伴い生じた諸問題については、その都度、第3条に定める業務に応じた責任者に協議するものとし、必要に応じて、国立病院機構九州医療センターDPC委員会の議決を経て解決を図るものとする。

【付則】

1. この規程は、平成16年4月1日より施行する。
2. 平成22年7月1日改訂。

4

DPC監査の流れ



不備件数推移(平成22年1月～平成24年12月)



不備発見件数内訳(平成24年1月~12月)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
586	786 ↑	644	530	837 ↑	717	722 ↑	722	639	701	657	716 ↑
338	530 ↑	570 ↑	513	589 ↑	681 ↑	597	602 ↑	566	608 ↑	616 ↑	853 ↑

◆ 上段

病名・処置・手術に関する項目について、医療情報管理係(診療情報管理士)が発見した不備件数。

◆ 下段

様式1項目(入院経路や病気分類等)の項目について、医事専任チェック担当者(診療情報管理士)が発見した不備件数。

7

DPC委員会、DPC小委員会の開催実績:平成24年度

1) DPC委員会

4月11日、5月9日、6月13日、7月11日、8月8日、9月12日、10月10日、11月14日、12月12日、平成25年1月9日、3月13日

※2月は中止

★合計11回開催

2) DPC小委員会

5月15日、6月19日、7月19日、8月21日、9月18日、10月16日、11月20日、12月18日、平成25年1月15日、2月19日、3月19日

※4月は中止

★合計11回開催 ※累計55回開催(平成25年3月まで)

8